

参議院選、野党共闘の危機

**報道関係の世論調査でも
 野党共闘の劣勢が聞かれる**

**友人・知人、広く職場・地域に
 選挙に行こうと呼びかけよう！**



**井関農機労契法20条裁判 高松高裁判決
 一審に続き二審も賞与・地位確認棄却**

労契法20条裁判で注目される井関農機20条裁判は、全国紙もかけつける中、7月4日に高松高裁（増田隆久裁判長）で判決があった。判決は原告の訴え（地位確認・賞与）を棄却、諸手当は認められた。

井関農機20条裁判（えひめユニオン井関分会）の一審判決（松山地裁）は、昨年4月24日にあった。総じて諸手当などを認めた画期的な判決となったが、壁になっっている地位確認、賞

井関農機20条裁判

	松山地裁	高松高裁
物価手当	○	○
住居手当	○	○
精勤手当	○	○
家族手当	○	○
慶弔休暇	○	○
賞与	×	×
地位確認	×	×

与（一時金）は棄却された。原告は、「賞与は賃金の後払い」だと、地位確認と賞与を争点に直ちに控訴（被告も即日控訴した）した。控訴審は3回開かれた。当初の判決は、5月27日だつ



弁護士（右から3人目）を挟んで会見する5人の原告団

だが、4日前になり裁判所から延期通告が入り、7月8日に延びていた。

原告は、従前に農機メーカー大手「井関農機」の子会社2社で働く有期雇用者の5人。派遣社員として働いていたが、子会社3社で違法派遣が発覚してから、直接雇用（6カ月更新の有期契約労働者）として働いてきた。

判決後に開かれた記者会見で、三輪弁護士から判決内容について説明があった。「松山地裁同様に地位確認と賞与が棄却された。諸手当については『物価手当』など訳のわからないものがあつたが、すべてが認められた」。

会社は手当支給を不服として上告するつもりでいる。原告の菊池晃広さんは「同じ仕事、同じ責任なのに、またしても賞与が認められなく悔しい。会社は、3年も前から、団交を拒否している」不誠実な会社と不当判決に、最高裁まで行けば、最後まで頑張るしかない。

消費税引き上げは富裕層に優遇 軽減税率で公明党は胸張るな

公明党が胸を張って自慢するのが、消費税10%引き上げに伴う軽減税率。消費税2%引き上げの税収が5・5兆円。そのうち軽減税率で1兆円はなくなる。国民が平等に軽減される訳ではない。左記の図を見れば一目瞭然。富裕層ほど恩恵にあずかれる。その負担分は1兆円。低所得者だけを対処すると負担額は1兆円の半分5千億円になる。

高所得者に大盤振る舞いする軽減税率は悪だ。経団連は、法人税を15%まで下げよう政府に圧力をかけている。一方消費税は、25%までの引き上げを思っている。全くひどい話だ。大企業、富裕層だけが得をする優遇政策は断固反対する。

消費税を10%に上げることが決定されたとき、軽減税率は含まれていない



かった。自民党と公明党の取引で軽減税率が導入される。食品を8%にするだけで1兆円の税収減になる。

この1兆円が「軽減税率の効果」であり、低所得者の痛税感を和らげる、としている。

しかし、なにも「軽減税率」だけがその方法というわけではない。方法には大きく「直接給付」と「間接給付」の2通りがあり、軽減税率は間接に当たると。

実際には、低所得者も高所得者も等しく恩恵を受ける形になっているが、結果的に食費の支出金額が多い高所得者ほど恩恵をうけ、金額も多く歪んだ形だ。

いま日本には5340万世帯がある。(16年国勢調査) 相対的貧困率が16・1%なので、860万世帯は貧困線である122万円に満たない収入しかない。

1兆円を850万世帯にそのまま給付するとすると、年間11万6千円の給付になる。仮に倍の低位30%世帯を対象としても、1世帯あたり5万数千円の給付が可能になる。これらの世帯にとっては、助かる話だ。軽減税率をやるぐらいなら、現金給付をするほうがましなのは明らか。

郵政産業労働者ユニオン第8回全国大会 新社会党から連帯の挨拶をする

郵政産業労働者ユニオンは、7月4日〜5日の日程で、東京で第8回全国大会を開いた。政党から新社会党が招かれ、宮川敏一副書記長が労契法20条裁判で奮闘と労働情勢を紹介しながら、団結づくりをしている郵政ユニオンに熱烈のメッセージを送った。郵政ユニオンが果敢に闘う裁判闘



争は、昨年12月に東京高裁、今年1月に大阪高裁で手当てを中心に地裁判決を上回る判決が言い渡された。しかし、大阪高裁では、地裁で認定された扶養手当が棄却された。不当判決を含め、これまで認められなかった賞与等の格差是正を求めて、最高裁に舞台を移して闘っている。大会の冒頭で挨拶した日巻直執行委員長は、三つの課題を提起して闘う決意を示した。①参議院選挙を野党共闘で勝利する。②日本郵政グループは、全国で郵便局の統廃合、無集配化を加速させている。③労契法20条裁判。最高裁判決を前に、さらに団結を強め勝利判決を勝ち取る決意を表明した。組合は、2日間の討議で19年度運動方針を決定した。